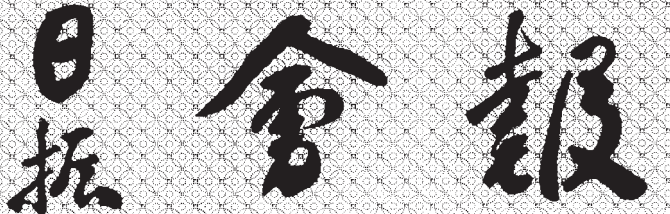


 日本自転車振興会 (KEIRIN) は JOC 及び 日本代表選手を支援しています。		第613号 (毎月1回発行) 発 行 所 日本自転車振興会 東京都千代田区 六 番 町 4 番 地 6 電 話 03(3239)9422 発行人 倉 升 善 徳 編集人 越 後 谷 修
---	--	---



迎 春

目 次	
今月のトピックス	
伏見俊昭が6年ぶりの優勝 グランプリ07	
菊地圭尚がV ヤンググランプリ	
4選手が年間取得賞金1億円達成	
G I 2レース新設 平成21年度以降特別競輪	
原永伍氏がスポーツ功労者顕彰受彰	
2月の競輪開催日程	2
年頭所感 経済産業大臣 甘利 明	3
新年のご挨拶 日本自転車振興会会長 下重暁子	5
「番組編成の要領」の一部改正について	5
「競輪に係る業務の方法に関する規程」の一部改正について	7
競輪選手の登録事項の変更	15
競輪選手の登録消除	15
競輪選手の登録更新	16
競輪選手の出場あっせん停止	16
競輪選手の出場あっせん保留	16
先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消	17
先頭誘導選手の認定取消	19
競輪自転車の登録更新	19
平成20年1月競輪出場あっせん状況	20
平成20年1月開催出場あっせん概況表	20
平成20年1月開催競輪選手需給状況表	20
平成20年2月競輪出場あっせん計画	21
平成20年2月開催競輪選手需給計画表	21
登録・認定数等	21
車券売上状況（平成19年12月分）	22
競輪ホームページ http://www.keirin.or.jp	

今月のトピックス

伏見俊昭が6年ぶりの優勝 グランプリ07

競輪日本一を決める「KEIRINグランプリ07（GP）」は12月30日、東京・立川競輪場でGⅠタイトルホルダーら9選手が出場して行われ、伏見俊昭（福島）がゴール寸前で差し切って快勝、6年ぶり2度目の優勝を果たした。伏見は賞金1億円（副賞含む）を獲得、年間取得賞金を約1億8500万円として賞金王にもなった。通算取得賞金も現役選手で11人目となる10億円を突破した。2着は小嶋敬二（石川）、3着には飯嶋則之（栃木）が入った。

菊地圭尚がV ヤンググランプリ

「ヤンググランプリ07（GⅡ）」は12月29日、東京・立川競輪場で若手ベスト9選手によって争われ、菊地圭尚（北海道）がまくって優勝し、賞金410万円（副賞含む）を獲得した。2着は明田春喜（北海道）、3着は飯野祐太（福島）だった。

4選手が年間取得賞金1億円達成

2007年（1月～12月）の競輪選手賞金取得状況が1月7日、（財）日本自転車振興会から発表された。1億円以上の達成者はグランプリ優勝の伏見俊昭（福島）、山崎芳仁（福島）、小嶋敬二（石川）、有坂直樹（秋田）の4人。続いて飯嶋則之（栃木）、兵藤一也（群馬）、渡邊晴智（静岡）、佐藤友和（岩手）、手島慶介（群馬）、新田康仁（静岡）がベスト10に入った。

GⅠ2レース新設 平成21年度以降特別競輪

平成21年度以降の特別競輪等の名称、開催月の見直しの結果について、（財）日本自転車振興会から発表された。新たなGⅠレースとして「SSシリーズ」（5月）と「SSカップ」（12月）が新設（ともに仮称）される。GⅠの全日本選抜競輪は12月から8月頃に、競輪祭は1月から11月頃にそれぞれ開催月が変更。そのほかのGⅠとKEIRINグランプリは現行通り。GⅡは共同通信社杯が春（4月）と秋（10月頃）の2回開催となり、ふるさとダービーは実施しない。サマーナイトフェスティバル、ヤンググランプリ、東西王座戦は現行通り。

原永伍氏がスポーツ功労者顕彰受彰

文部科学省が行う「スポーツ功労者顕彰」で、日本競輪学校名誉教諭の 原永伍氏が、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献したとして、顕彰された。 原氏は1959年に選手登録され、94年の引退までに通算941勝、特別競輪を11回優勝した名選手。選手引退後は、日本競輪学校の名誉教諭として教壇に立ち、約1400人の選手養成に尽力した。

◇KEIRINグランプリ07（GP）成績◇

＝12月30日立川12R・先頭固定競走2825m＝

着順	枠番	車番	選手名	年令	登録	上がり着差
1			伏見 俊昭	31	福島	11秒1
2			小嶋 敬二	38	石川	³ / ₄ 輪
3			飯嶋 則之	29	栃木	¹ / ₂ 身
4			渡 晴智	34	静岡	³ / ₄ 身
5			有坂 直樹	38	秋田	¹ / ₂ 輪
6			山崎 芳仁	28	福島	³ / ₄ 身
7			兵藤 一也	29	群馬	1身 ¹ / ₂
8			佐藤 友和	24	岩手	¹ / ₄ 輪
9			手島 慶介	32	群馬	落入

▽決め手＝差し	▽2枠複	－	1,990円⑩
	▽2車単	－	3,520円⑪
	▽3連単		37,470円⑬



グランプリ07で優勝した伏見俊昭選手

（写真は共同通信社提供）

2 月 の 競 輪 開 催 日 程

函 館 休 止（場外発売は除く）	小田原（17～19）	岸和田（6～8）（15～17）
青 森 休 止（場外発売は除く）	伊 東（25～27）	玉 野（14～16）
いわき平（2～4） 〔8～10〕	静 岡（2～4）（9～11） 〔16～18〕	広 島 〔6～8〕 （18～20）
弥 彦 休 止（場外発売は除く）	豊 橋 〔4～6〕（8～11）	防 府 〔12～14〕 （25～27）
前 橋（9～11） 〔 19～21〕〔26～28〕	一 宮（19～21）	高 松（12～14）
取 手（4～6） 〔11～13〕	名古屋 〔16～18〕〔24～26〕	観音寺 休 止（場外発売は除く）
宇都宮（12～14）	岐 阜（1～3）（27～29）	小松島 〔26～28〕
大 宮（21～23）	大 垣（12～14）	高 知 〔1/31～2〕〔19～21〕 （26～28）
西武園 〔1/31～2〕 （18～20）（25～27）	松 阪（18～20） 〔27～29〕	松 山（7～9）（19～21）
京王閣（19～21）（26～28）	四日市 〔ナ1～3〕〔ナ13～15〕〔ナ21～23〕	小 倉 〔ナ5～7〕〔ナ11～13〕〔ナ28～3/1〕
立 川 〔7～9〕 （14～16）	富 山 休 止（場外発売は除く）	別 府 〔22～24〕
松 戸（1/31～2）（25～27）	福 井 休 止（場外発売は除く）	武 雄（6～8）
千 葉（7～9） 〔18～20〕	大 津（7～9）（15～17） 〔19～21〕	佐世保 〔14～17〕 （19～21）（27～29）
花月園 〔1～3〕 （21～23）	奈 良 〔2～5〕 （28～3/1）	久留米 〔19～21〕
川 崎（6～8）（13～15）	向日町 〔12～14〕〔25～27〕	熊 本 〔1/31～2〕（7～9）〔27～29〕
平 塚 休 止（場外発売は除く）	和歌山（※25～27）	

（注） 1. 太字はGⅡ、GⅢを表す。（太字の〔 〕はFⅠを表す）
2. ※印は施設等改善競輪の実施を表し、 印は北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪の実施を表す。
3. 太字のナはナイター競輪を表す。

謹 賀 新 年
年 頭 所 感

平成二十年 元旦



経済産業大臣 甘利 明

平成二十年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。
昨年発足した福田内閣において引き続き経済産業大臣を拝命いたしました。ライフワークである経済産業行政を引き続き担う喜びを噛みしめる間もなく、早速就任の翌日から中国に出張するなど、全力で走り続けています。

今、日本の経済は、総じて見れば民需主導の成長を続け、戦後最長の景気拡大を享受しています。一方で、中小企業や一部の業種・地域については回復状況にばらつきが見られ、原油や原材料価格の高騰、サブプライム問題などの国内外経済の動向に十分な注視が必要な状況が続いています。また、中長期的には、人口減少、国際競争の激化、厳しいエネルギー・環境制約など、構造的で早急な対応を迫られる課題を抱えています。

そうした中、昨年は、成長力の強化、地域・中小企業の底上げのため、いわゆる地域振興二法を制定し、地域への企業立地や、特産品・観光などの地方独自の資源を活用した取組を支援する仕組みを作りました。また、国民の安全・安心を確保するため、消費生活用製品安全法と電気用品安全法を改正し、経年劣化による製品事故を未然に防止する措置等を講じたほか、新潟県中越沖地震を教訓に、原子力発電所における自衛消防体制、情報連絡体制の強化、耐震安全性の見直しなどに全力で取り組みました。さらに、売上が低迷している競輪事業及びオートレース事業を活性化し、地方公共団体の財政健全化を図るため、自転車競技法及び小型自動車競走法の改正を行いました。

また、経済のフロンティアを拡げ、アジアの成長を我が国の成長につなげるとの対外経済戦略に基づき、日アセアン包括的経済連携交渉の妥結を果たすとともに、エネルギー・環境制約を克服するため、中東・中央アジア・アフリカへ出張し、石油、ウラン、レアメタル確保を狙った資源外交に積極的に取り組みました。世界規模で省エネを進めるため、途上国も含め省エネ目標・行動計画を策定するという国際合意を取り付けました。

しかし、国内外にはなお多くの課題が山積しています。経済産業政策についての私の知識と経験を総動員し、国民の皆様、特に地域・中小企業の皆様の声に耳を傾けながら、本年も引き続き全力で努力します。

まず第一に、福田内閣としての「新たな成長戦略」の具体策づくりに取り組んでいきます。巨額の財政赤字を抱える我が国が、縮小均衡に陥らず、希望ある未来に向けて

様々な政策を実施するための原資となる「富」を生み出す取組です。

私は、これから我が国が目指すべき「国のすがた」を明確に示すことが大事だと考えております。その際、世界の成長センターであるアジアに位置しているという強みを最大限活かしていくという視点が重要です。「世界とアジアとの連繋を図りながら、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長する日本」というのが、今後目指すべき「国のすがた」ではないかと考えています。これを実現する上でのポイントは、「つながり力の強化」、「強みの突出」、「需要の創出」の三つあります。

第一の「つながり力の強化」については、グローバル経済との「つながり」を拡大するとともに、国内では「知恵、情報」を循環・共有する「つながり力」を強化していきます。海外では、アジアにおいて、高度で調和のとれた市場を創出するため「アジア経済・環境共同体構想」の実現を目指します。国内では、例えば、大企業が持つノウハウを中小企業に、都会の人材を地方に、製造業の経営ノウハウを農業やサービス業につなげ、循環させる必要があります。このような知恵、情報が循環・共有される「つながり力」を強化することによって、国民各層が自立して成長し、全体として共生できる社会を築くための施策に取り組みます。

第二の「強みの突出」については、先端技術、環境、高信頼性、文化といった日本が持つ強みを更に突出させ、世界に対して発信していきます。具体的には、イノベーションの強化、「強み」を支える人財力の強化、制度改革、さらには、「強み」を有する産業の育成を図ります。

第三が、需要側を重視した戦略的対応です。海外に目を向ければ、アジアで勃興する新しい「中産階級」の需要や、高まる環境対応の需要があります。国内では、安全・安心の意識の高まりに伴って、高信頼性に対する新しい消費需要が生まれています。「環境」や「安全・安心」などの価値やニーズを明らかにすること、また、消費者の「感性」に訴えることによって、需要を喚起し、供給側への対策と相まって、「需要と供給の好循環」を生み出すことが狙いです。

このような「新たな成長戦略」の策定と並行して、地域・中小企業、エネルギー・環境政策、国民の安全・安心、対外通商政策といったあらゆる角度からの取組も進めます。

地域や企業規模によって業況にばらつきが見られる中、成長の果実を地域や中小企業に広く行き渡らせることが不

可欠です。このことは、大企業と中小企業、都市と地方の「つながり」の強化という点からも重要です。

先日とりまとめた「中小企業生産性向上プロジェクト」に基づき、平成二十一年までの間、ＩＴを活用した財務会計整備等の施策を総合的・集中的に実施し、合計八〇万社にのぼる中小企業の実産性向上を図ります。

また、私自身が陣頭に立ち、農業と商工業との連携によって生産性を上げる「農商工連携」に関する施策パッケージをとりまとめました。本年はこれらの施策を着実に実行に移すため、農商工連携のための法案の策定、中小企業の新規立地促進のための思い切った低利融資の創設など、地域経済の活性化に向け全力で取り組みます。さらに、中小企業金融の一層の円滑化に向け、制度改正を行うなど積極的に対応します。

本年は、地球温暖化対策の鍵となる年です。京都議定書の第一約束期間を迎えるに当たり、温室効果ガスの排出量を六％削減するという京都議定書の削減目標を確実に達成するため、本年三月に京都議定書目標達成計画を改定します。国際的には、北海道洞爺湖サミットやG8エネルギー大臣会合などにおいて、我が国がリーダーシップを発揮すべく取組を進めます。二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減させるとの長期目標を達成するため、二酸化炭素を排出しない石炭火力発電や、超高効率の太陽電池などの革新的技術開発を進めます。また、京都議定書に続く新たな枠組みを、すべての主要排出国が参加する実効あるものとするよう、国際的な議論をリードしていきます。

資源の少ない我が国として、エネルギーの安定供給確保は国民の生活に直結する重大な問題であり、積極的な取組が欠かせません。温暖化問題や原油価格高騰への対応のため、省エネ対策を一層推進します。特に、業務・家庭部門などの省エネを推進するため、省エネ法の改正を行うなど規制と支援の両面から対策の拡充・強化を図ります。国民の皆様には更なる省エネへの御協力をお願い申し上げます。加えて、安全の確保と地元の理解を大前提に、六ヶ所再処理工場の本格操業を控えた核燃料サイクルを含む原子力の

推進、新エネルギーの導入拡大、更には、貿易保険や経済・産業協力などを戦略的に活用した資源国との総合的な関係強化など、総合的なエネルギー政策を遂行します。

また、国民の安全・安心の確保にも万全を期します。クレジットを用いた悪質な訪問販売により、高齢者が高額被害に遭う深刻な事例が多発しています。こうした被害を防止するため、クレジット契約を結ぶ取引への規制強化、必要以上の大量販売の際の取消権の創設などの措置を講ずるべく、割賦販売法・特定商取引法の改正を行うとともに、厳正な執行に取り組みます。臨時国会で昨年成立した改正消費生活用製品安全法・電気用品安全法についても、関連事業者や消費者に対して徹底した周知活動を行い、事故の未然防止に取り組みます。

対外政策については、WTOドーハ・ラウンドにおいて多角的自由貿易体制の維持・強化及び我が国企業のグローバルな活動の推進のため早期妥結に至るよう積極的に取り組んでいきます。

また、昨年十一月の東アジアサミットにおいて日アセアン包括的経済連携交渉が妥結し、東アジア・アセアン経済研究センターの正式設立も合意に至りました。引き続き、アセアン、日中韓、インド、豪州及びニュージーランドの十六カ国を対象とした東アジア包括的経済連携構想の実現に向けた取組を推進し、東アジア経済統合の深化に向け努力します。また、米国・EUを含めた大市場国・投資先国などとのEPAについても、将来の課題として検討し、可能な国・地域から準備を進めます。こうした海外との「つながり」の強化により、アジア、世界の成長との一体化を目指します。

経済産業政策をライフワークとする私としては、こうした諸課題の解決のために、将来を見据える視点と今まで以上のスピード感をもって更なる努力をしていく所存です。年頭に当たり、私の決意を申し上げ、皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の御多幸と御健康を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶 年 頭 所 感

平成二十年 元旦



財団法人日本自転車振興会
会長 下重 暁子

あけましておめでとうございます。

日頃から皆様には競輪事業へのご支援、ご協力をいただき心からお礼申し上げます。

昨年10月1日に競輪振興法人に指定され、特殊法人日本自転車振興会の業務を引き継ぎ財団法人日本自転車振興会の会長として初めての新年を迎えることとなりました。

本年は、競輪発祥60周年という記念すべき年であるとともに、8月には、4年に一度の世界的なスポーツの祭典であるオリンピックが北京で行われます。

競輪は、2000年のシドニーオリンピックから「KEIRIN」として日本発祥の種目では柔道に次いで正式種目に採用されており、その高いスポーツ性は他の公営競技にはない魅力があります。競輪界では引き続き「2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪」を開催し北京へ向けて日本代表選手を応援していきます。

競輪をより多くの方に知っていただくために、昨年10月からは新しいコマーシャルフィルム「9ways」を制作し、放映しております。「勝利とは何だ」をテーマに9人の現役競輪選手が出演。今の社会を反映した様々な人の思いと競

認 可

■平成19・12・20製第5号
平成19年12月25日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

番組編成の要領の一部改正に関する認可について

平成19年12月20日付け19日振企第11号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

輪の持つ人間臭さを重ね合わせたこの作品が多くの方々と競輪をつなぐ懸け橋となってくれるものと思います。

また、競輪の売上金の一部が広く社会に役立っていることについても、TVコマーシャルをはじめ新聞や雑誌広告を使ってより多くの方に知っていただく努力をしていくとともに、昨年行った、1階ロビーを利用して盲導犬の写真展やロボット展を開催し、盲導犬の育成支援事業や先端の産業技術の普及促進に役立っていることを近隣住民の方にも知ってもらう等の活動を今年も引き続き行っていくなど、さまざまな機会をとらえて積極的にPRしていきたいと考えております。

競輪発祥60周年を迎えた今、私たちは「開かれた競輪」、「ときめきのある競輪」を提供していくことを目指し、お客様から親しみをもって楽しんでいただける競輪となるよう関係者が一丸となって努力をしてみたいです。

競輪への変わらぬご支援、ご協力をお願いするとともに、皆様にとりまして今年が良い年でありますよう心からお祈りして、新年のご挨拶とさせていただきます。

■19日振企第11号
平成19年12月20日

経済産業大臣 甘利 明 殿
財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子

「番組編成の要領」の一部改正に関する認可申請について

標記について、別添の内容により改正したいので、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、関係書類添付の上、認可申請いたします。

- 「番組編成の要領」の一部改正について

「番組編成の要領」の一部を改正する規程
1. 改正の趣旨

中央登録競輪選手制度改善委員会（第137回：平成19年10月2日）の決定に基づき、FI・FII開催において新たに12R制を導入し、A級選手の対戦方式を変更（A級1班から3班までの選手による対戦方式から、A級1班及び2班の選手による対戦方式並びにA級3班の選手のみによる対戦方式への変更）することによる級班制度の変更に伴い、番組編成の要領（平成19年10月1日 平成19・10・01 製第24号認可）の一部について所要の改正を行う。
2. 改正の内容

番組編成の要領を別添新旧対照表のとおりとする。
3. 施行年月日

平成20年1月1日から施行する。

『番組編成の要領』新旧対照表

現 行	改 正																								
第2章 番組と番組編成 第1節 番組 1 番組 競輪の番組は、開催における基本的な単位である1節又は1開催において、<u>選手級別</u>ごとの勝ち上がり対戦方式を基本とする競走群（以下「トーナメント」という。）1以上をもってそれぞれ構成される。 2 競輪の種類とトーナメント構成 <table><tr><th>競輪の種類</th><th>トーナメント構成</th><th>特 色</th></tr><tr><td>GP Ⅲ</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>FI</td><td>S級トーナメントとA級トーナメントの組合せ</td><td>S級トーナメントにおける出場選手の内容等は、GⅢに準ずるものである。</td></tr><tr><td>FII</td><td>A級トーナメント</td><td>各競輪場が年間を通じて開催する上記以外の競輪である。</td></tr></table> なお、GⅢ、FI及びFIIについては、固有のタイトルを付すことができる。 第4章 番組編成の執務の方法 第1節 番組編成に係る準備業務 1 出場あっせん選手に関する検討及び措置 本財団から、出場あっせん選手の通知があったとき	競輪の種類	トーナメント構成	特 色	GP Ⅲ	略	略	FI	S級トーナメントとA級トーナメントの組合せ	S級トーナメントにおける出場選手の内容等は、GⅢに準ずるものである。	FII	A級トーナメント	各競輪場が年間を通じて開催する上記以外の競輪である。	第2章 番組と番組編成 第1節 番組 1 番組 競輪の番組は、開催における基本的な単位である1節又は1開催において、<u>級又は班</u>ごとの勝ち上がり対戦方式を基本とする競走群（以下「トーナメント」という。）1以上をもってそれぞれ構成される。 2 競輪の種類とトーナメント構成 <table><tr><th>競輪の種類</th><th>トーナメント構成</th><th>特 色</th></tr><tr><td>GP Ⅲ</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>FI</td><td>S級トーナメントとA級1班・2班<u>トーナメント</u>の組合せ</td><td>同左</td></tr><tr><td>FII</td><td>A級1班・2班<u>トーナメント</u>とA級3班<u>トーナメント</u></td><td>同左</td></tr></table> なお、GⅢ、FI及びFIIについては、固有のタイトルを付すことができる。 第4章 番組編成の執務の方法 第1節 番組編成に係る準備業務 1 出場あっせん選手に関する検討及び措置 本財団から、出場あっせん選手の通知があったとき	競輪の種類	トーナメント構成	特 色	GP Ⅲ	略	略	FI	S級トーナメントとA級1班・2班 <u>トーナメント</u> の組合せ	同左	FII	A級1班・2班 <u>トーナメント</u> とA級3班 <u>トーナメント</u>	同左
競輪の種類	トーナメント構成	特 色																							
GP Ⅲ	略	略																							
FI	S級トーナメントとA級トーナメントの組合せ	S級トーナメントにおける出場選手の内容等は、GⅢに準ずるものである。																							
FII	A級トーナメント	各競輪場が年間を通じて開催する上記以外の競輪である。																							
競輪の種類	トーナメント構成	特 色																							
GP Ⅲ	略	略																							
FI	S級トーナメントとA級1班・2班 <u>トーナメント</u> の組合せ	同左																							
FII	A級1班・2班 <u>トーナメント</u> とA級3班 <u>トーナメント</u>	同左																							

現 行	改 正
は、出場あっせん選手一覧表（様式第3）に基づき、出場あっせん選手の中に、あっせん辞退選手、当該競輪場における前開催との連続出場選手、同一級別の親族選手等の有無及び同一都道府県選手の制限数について検討し、該当選手があったときは、速やかに本財団に対して当該選手のあっせん取消及びこれを補充する選手の追加あっせんを依頼する。 また、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第147条第5号、第6号に該当する選手があったときも、同様に措置するものとする。	は、出場あっせん選手一覧表（様式第3）に基づき、出場あっせん選手の中に、あっせん辞退選手、当該競輪場における前開催との連続出場選手、同一級又は班別の親族選手等の有無及び同一都道府県選手の制限数について検討し、該当選手があったときは、速やかに本財団に対して当該選手のあっせん取消及びこれを補充する選手の追加あっせんを依頼する。 また、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第147条第5号、第6号に該当する選手があったときも、同様に措置するものとする。

■平成19・12・20製第6号

平成19年12月25日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

競輪に係る業務の方法に関する規程の一部改正に関する認可について

平成19年12月20日付け19日振企第10号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

■19日振企第10号

平成19年12月20日

経済産業大臣 甘利 明 殿
財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子

「競輪に係る業務の方法に関する規程」の一部改正に関する認可申請について

標記について、別添の内容により改正したいので、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、関係書類添付の上、認可申請いたします。

「競輪に係る業務の方法に関する規程」の一部改正について

1. 改正の趣旨
- (1) S級S班の創設
- 中央登録競輪選手制度改善委員会（第138回：平成19年11月29日）の決定に基づき、S級S班を新たに創設することに伴い、競輪に係る業務の方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第21号認可。以下「業務規程」という。）の一部について所要の改正を行う。
- (2) 12レース制の導入に伴う級班制度の変更
- 中央登録競輪選手制度改善委員会（第137回：平成19年10月2日）の決定に基づき、FI・FII開催において新たに12R制を導入し、A級選手の対戦方式を変更（A級1班から3班ま

での選手による対戦方式から、A級1班及び2班の選手による対戦方式並びにA級3班の選手のみによる対戦方式への変更）することによる級班制度の変更に伴い、業務規程の一部について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) S級S班の創設
- 業務規程第81条第1項及び第7項を別添新旧対照表のとおりとする。
- (2) 12レース制の導入に伴う級班制度の導入
- 業務規程第81条第2項から第6項、第83条第1項第3号及び第2項並びに付録第1及び第2を別添新旧対照表のとおりとする。

3. 施行年月日

- (1) 平成20年1月1日から施行する。
- (2) 改正後の業務規程第81条第1項及び第7項の規定は、平成19年12月28日を節の初日とする競輪から適用する。
- (3) 改正後の業務規程第81条第3項及び第4項の規定は、平成20年前期の競走成績の審査から適用するものとし、平成19年後期の競走成績の審査については、なお従前の例による。

「競輪に係る業務の方法に関する規程」の一部を改正する規程

競輪に係る業務の方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第21号認可。以下「業務規程」という。）の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の業務規程第81条第1項及び第7項の規定は、平成19年12月28日を節の初日とする競輪から適用する。
- 3 改正後の業務規程第81条第3項及び第4項の規定は、平成20年前期の競走成績の審査から適用するものとし、平成19年後期の競走成績の審査については、なお従前の例による。

日 振 会 報	
(8)	平成20年1月25日（金）
第 613 号	
『競輪に係る業務の方法に関する規程』新旧対照表	
現 行	改 正
第81条 本財団は、登録した選手をS級及びA級に区分し、さらにS級を1班及び2班、A級を1班、2班及び3班にそれぞれ区分する。級及び班（以下「級班」という。）の上下位の順は、前段の記載の順序とする。	第81条 本財団は、登録した選手の特定の期間における競走成績に基づき、各々の選手について、S級S班を最上位とし、以下S級1班、S級2班、A級1班、A級2班及びA級3班の六の級班に格付けする。
2 本財団は、年間を前期（1月から6月までとする。）及び後期（7月から12月までとする。）に区分し、選手ごとの級班の別（以下「級班別」という。）を、選手の競走成績を基に級班別に区分した期（以下「級班別変更期」という。）ごとに変更する。	2 前項の級班を格付けする期間は、各年の1月から6月まで（前期）及び7月から12月まで（後期）の2期とし、選手ごとの級班変更は、1期ごとに行う。
3 級班別変更期の選手ごとの級班別を決定する際の競走成績の審査の対象となる期間（以下「級班別審査期間」という。）は、前期級班別変更期については当該前期級班別変更期の前年の前期級班別変更期とし、後期級班別変更期については当該後期級班別変更期の前年の後期級班別変更期とする。	3 選手ごとの級班の決定は、級班決定の対象となる期（以下「対象期」という。）の前々期（以下「審査期」という。）における競走成績に基づき、次の各号に掲げる方法により行う。ただし、新たに登録した選手の級班については、A級3班とする。
4 級班別変更期の選手ごとの級班別の決定は、前項の級班別審査期間における競走について、前条の規定により記録した競走成績を審査し、その級ごとの順位に基づき、次の各号に掲げる方法により行う。なお、新たに登録した選手の級班については、A級3班とする。	(1) S級1班及びS級2班、A級1班及びA級2班並びにA級3班のそれぞれの選手について、付録第1で定める方法により算定した評価点に基づき、順位付けを行う。
	(2) A級1班及びA級2班の選手のうち、第1順位から本財団があらかじめ定める人数に至るまでS級2班に昇級させ、S級1班及びS級2班の最下位の選手から本財団があらかじめ定める人数に至るまでA級1班に降級させる。この場合において、昇級及び降級の対象人数は、それぞれ200人程度とし、また、次のいずれかに該当するS級1班及びS級2班の選手は、順位に加えないものとする。
(1) 級の別の決定は、A級の第1位の選手から順次に本財団があらかじめ定める人数に至るまでS級に昇級させ、及びS級の最下位の選手から順次に本財団があらかじめ定める人数に至るまでA級に降級させて行う。この場合において、昇級及び降級させる人数は、概ね200人（当該級班別変更期において開催が予定されている競輪の種類及び回数を勘案して、適宜変更するものとする。）とし、また、次のいずれかに該当するS級の選手は、順位に加えないものとする。	ア 対象期の級班について、第4項の規定によりその審査期と同じ級班とすることとされている選手
ア 当該級班別変更期の級班について、第6項の規定によりその級班別審査期間と同じ級班とすることとされている選手	イ 対象期の級班について、第5項の規定によりS級2班とすることとされている選手
イ 当該級班別変更期の級班について、第7項の規定によりS級2班とすることとされている選手	(3) A級3班の選手のうち、第1順位から本財団があらかじめ定める人数に至るまでA級2班に昇班させ、A級1班及びA級2班の最下位の選手から本財団があらかじめ定める人数に至るまでA級3班に降班させる。この場合において、昇班及び降班の対象人数は、それぞれ150人程度とし、また、次のいずれかに該当するA級1班及びA級2班の選手は、順位に加えないものとする。

日 振 会 報	
第 613 号	平成20年1月25日（金）
(9)	
現 行	改 正
	ア 対象期の級班について、第4項の規定によりその審査期と同じ級班とすることとされている選手
	イ 対象期の級班について、第5項の規定によりA級2班とすることとされている選手
(2) 班の別の決定は、級ごとに、上位の選手から順次に第1項の班の順序に従って所要人員を区分して行う。ただし、前号の規定によりS級に昇級させた選手の班は2班とし、A級に降級させた選手の班は1班とする。	(4) 前2号により級班移動の対象とならなかった選手については、S級1班及びS級2班、A級1班及びA級2班並びにA級3班それぞれにおいて第1号の順位付けによる序列の上位者から順次、本財団があらかじめ定める級班ごとの構成人数に基づき、格付けを行う。
5 前項の競走成績の審査は、競走の着順ごとに付録第1で定める算定の方法により算定した競走得点を基に、付録第2で定める算定の方法により算定した評価点により行う。	
6 前2項の規定により級班別変更期の選手ごとの級班別を決定するに当たり、選手の級班が級班別審査期間における級班から降級又は降班する場合であって当該選手が次の各号に掲げる事由のいずれかにより付録第2に定める期間出走回数が評価点算定最低出走回数に達しなかった場合は、その級班別変更期における当該選手の級班は、第4項の規定にかかわらず、その級班別審査期間と同じ級班とする。この場合において、第1号及び第3号に掲げる事由については、一の事象を二以上の級班別審査期間における競走成績の審査について適用しないものとする。	4 前項の規定により選手ごとの級班を決定するに当たり、選手の級班が審査期における級班から降級又は降班する場合であって当該選手が次の各号に掲げる事由のいずれかにより付録第1に定める期間出走回数が評価点算定最低出走回数に達しなかった場合は、その対象期における当該選手の級班は、前項の規定にかかわらず、その審査期と同じ級班とする。この場合において、第1号及び第3号に掲げる事由については、一の事象を二以上の審査期における競走成績の審査について適用しないものとする。
(1) 競走において、31日以上の治療日数を要すると診断された身体損傷を受けたこと。ただし、その身体損傷が自らの失格となった行為による落車による場合を除く。	(1)
(2) 日競選の常勤役員であることその他の公的な事由	
(3) その他本人の責めに帰することができないやむを得ない事由	ㄱ 同左
7 本財団は、A級の選手が次の各号のいずれかに該当したときは、第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該選手を直ちにS級2班に昇級させる。この場合において、当該選手に係る直近次期及び次々期の級班別変更期における級班は、第4項の規定にかかわらず、S級2班とする。ただし、当該選手の不利益となるときは、この限りでない。	(3)
(1) 一の級班別変更期又は連続する二の級班別変更期における競輪において、第1日目及び第2日目（4日通しの日取りによる競輪）あつては、第1日目、第2日	5 本財団は、A級1班若しくはA級2班又はA級3班の選手が次の各号のいずれかに該当したときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、A級1班又はA級2班の選手にあってはS級2班に、A級3班の選手にあってはA級2班に、直ちに昇級又は昇班させるものとする。この場合において、当該選手の直近次期及び次々期の級班は、第3項の規定にかかわらず、昇級又は昇班した級班とする。ただし、当該選手の不利益となるときは、この限りでない。
	(1) 第1日目及び第2日目（4日間開催の競輪）あつては、第1日目、第2日目及び第3日目とする。）の競走における着順が1着の優勝を3回連続したとき。この

日 振 会 報		第 613 号
(10)	平成20年1月25日（金）	
現 行	改 正	
目及び第3日目とする。）の競走における着順が1着の優勝を3回連続したとき。この場合において、A級の選手がS級の選手と対戦する番組の競走において、着順が1着でなかったときは、当該競走を含む競輪は、連続優勝の中断の対象としない。	場合において、A級の選手がS級の選手と対戦する番組の競走において、着順が1着でなかったときは、当該競走を含む競輪は、連続優勝の中断の対象としない。	
(2) レインボーカップシリーズファイナルステージの決勝競走に出走したとき。	(2) 同左	
(3) オリンピック競技大会の自転車競技トラック個人種目（ケイリン、スプリント、1 kmタイムトライアル）において3位までに入賞したとき。	(3) 同左	
8 <u>第6項及び前項の級班別の決定に関する基準の細部</u> については、別に定める。	<u>6 前2項の級班別の決定に関する基準の細部</u> については、別に定める。 <u>7 S級S班の決定については、第2項から前項までの規定にかかわらず、中央登録競輪選手制度改善委員会の定める方法により行う。</u>	
第83条 本財団は、選手が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録規則第21条の規定に基づき、その登録を消除する。	第83条 同左	
(1) ㄱ 略	(1) ㄱ 同左	
(2)	(2)	
(3) 連続する二の <u>級班別変更期</u> における級班がいずれもA級3班であり、かつ、それぞれの級班別変更期における競走について付録第3で定める算定の方法により算定した登録審査用得点（以下「登録審査用得点」という。）がいずれも70点未満であった選手がその直後の <u>級班別変更期</u> においてもA級3班であった場合についてのみ算定する3期平均得点（当該連続する二の <u>級班別変更期</u> のそれぞれ及び当該その直後の <u>級班別変更期</u> の登録審査用得点を加算して得た点数を3で除して得た点数をいう。）が70点未満となったとき。ただし、その3期平均得点が、級班別変更期の終了ごとに算定される3期平均得点に基づく序列の最下位から60番目に相当する選手の3期平均得点を超えたときは、この限りでない。なお、3期平均得点の算定は、小数点以下第2位までするものとする。	(3) 連続する二の <u>期</u> における級班がいずれもA級3班であり、かつ、それぞれの <u>期</u> における競走について付録第2で定める方法により算定した登録審査用得点がいずれも70点未満であった選手がその直後の <u>期</u> においてもA級3班であった場合についてのみ算定する3期平均得点（当該連続する二の <u>期</u> のそれぞれ及びその直後の <u>期</u> の登録審査用得点を加算して得た点数を3で除して得た点数をいう。）が70点未満となったとき。ただし、その3期平均得点が、期の終了ごとに算定される3期平均得点に基づく序列の最下位から60番目に相当する選手の3期平均得点を超えたときは、この限りでない。なお、3期平均得点の算定は、小数点以下第2位までとする。	
(4) ㄱ 略	(4) ㄱ 同左	
(15)	(15)	
2 前項第3号の規定にかかわらず、選手が、次の各号に掲げる事由のいずれかにより、 <u>級班別変更期</u> における付録第3に定める期間出走回数が付録第3に定める登録審査用得点算定最低出走回数に達しなかった場合は、当該選手の当該級班別変更期に係る登録審査用得点は、これを算定しないことができる。この場合において、登録審査用得点を算定しない <u>級班別変更期</u> は、	2 前項第3号の規定にかかわらず、選手が、次の各号に掲げる事由のいずれかにより、審査期における付録第2に定める期間出走回数が登録審査用得点算定最低出走回数に達しなかった場合は、当該選手の登録審査用得点は、これを算定しないことができる。この場合において、登録審査用得点を算定しない <u>期</u> は、以後前項第3号の規定を適用する場合において、なかったも	

日 振 会 報		平成20年1月25日（金）	(11)
第 613 号			
現 行	改 正		
以後前項第3号の規定を適用する場合において、なかったものとみなす。	のとみなす。		
(1) ㄱ 略	(1) ㄱ 同左		
(3) 3	(3) 3		
ㄱ 略	ㄱ 同左		
7	7		
付録第2（第81条関係）	付録第1（第81条関係） <u>競走得点及び評価点算定の方法</u>		
1 この付録において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。	1 この付録において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。		
(1) <u>期間出走回数</u> 選手が <u>級班別審査期間</u> において競走に出走した回数。（付録第1の2第1号、第2号及び第4号に規定する競走得点計算の対象としない競走並びに4の規定により出走したものとみなす競走の回数を含む。）	(1) <u>期間出走回数</u> とは、選手が <u>審査期</u> において競走に出走した回数をいう。（第3項第1号、第2号及び第4号に規定する競走得点計算の対象としない競走並びに第6項の規定により出走したものとみなす競走の回数を含む。）		
(2) <u>評価点算定最低出走回数</u> 一の級班別審査期間の選手の競走成績を審査する上で最低限出走すべき回数として、その級班別審査期間において開催が予定されている競輪の種類及び回数を基に予測されるS級及びA級の選手の期間出走回数の平均の5分の3程度となるように、 <u>級の別ごとに本財団が別に定めた回数</u> 。	(2) <u>評価点算定最低出走回数</u> とは、選手の競走成績を審査する上で最低限出走すべき回数として、その <u>審査期</u> において開催が予定されている競輪の種類及び回数を基に予測される選手の期間出走回数の平均の5分の3程度となるように、 <u>S級1班及びS級2班、A級1班及びA級2班並びにA級3班それぞれについて本財団が別に定めた回数</u> をいう。		
(3) <u>競走得点対象出走回数</u> 付録第1の規定により競走得点を付与された競走の回数	(3) <u>競走得点対象出走回数</u> とは、第2項の規定により競走得点を付与された競走の回数をいう。		
(4) <u>修正用基準点数</u> 競走に出走したものとみなして競走得点の代わりに付与する点数であって、級班ごとに次のとおりとする。	(4) <u>修正用基準点数</u> とは、競走に出走したものとみなして競走得点の代わりに以下のとおり級班ごとに付与する点数をいう。		
ア S級1班 95点	ア S級1班 95点		
イ S級2班 81点	イ S級2班 81点		
ウ A級1班 79点	ウ A級1班 79点		
エ A級2班 69点	エ A級2班 69点		
オ A級3班 61点	オ A級3班 61点		
付録第1（第81条関係） <u>競走得点算定の方法</u>	2 選手の競走の着順ごとの競走得点の算定は、前項第4号の修正用基準点数を基に本財団が競走ごとに別に定めるレース平均点を当該競走において第5着となる		
1 <u>第81条第5項に規定する選手の競走の着順ごとの競走得点の算定は、付録第2の1第4号の修正用基準点数を基に本財団が競走ごとに別に定めるレース平均点</u>			

日 振 会 報		第 613 号
現 行	改 正	
を当該競走において第 5 着となるべき選手の競走得点とし、これを基準として、これより上位の着順の選手の競走得点は、着順差 1 につき、 <u>順次に 2 点を加え</u> 、下位の着順の選手の競走得点は、着順差 1 につき、 <u>順次に 2 点を減じて得たものとする</u> 。	べき選手の競走得点とし、これを基準として、これより上位の着順の選手の競走得点は、着順差 1 につき、 <u>順次 2 点を加え</u> 、下位の着順の選手の競走得点は、着順差 1 につき、 <u>順次 2 点を減じて得たものとする</u> 。	
<u>2</u> 次の各号のいずれかに該当する競走又は競輪の成績は、競走得点計算の対象としない。 (1) 選手が、落車等による競走中止又は失格となったとき。 (2) 競走不成立となった競走 (3) 雨天等により第 4 競走終了までに中止した日に実施した競走 (4) その他本財団が別に定める番組に従って実施する競輪	<u>3</u> 同左 (1) 〃 同左 (4)	
評価点算定の方法 <u>2</u> 第81条第 5 項に規定する評価点は、次の算式により算定する。	<u>4</u> 第81条第 3 項第 1 号に規定する評価点は、次の算式により算定する。	
算式 評価点＝平均競走得点－失格点	算式 評価点＝平均競走得点－失格点	
<u>3</u> 平均競走得点は、次の各号に掲げる算式により算定する。 (1) 期間出走回数が評価点算定最低出走回数以上となる場合 算式	<u>5</u> 平均競走得点は、次の各号に掲げる算式により算定する。 (1) 期間出走回数が評価点算定最低出走回数以上となる場合 算式	
平均競走得点＝ $\frac{A}{B}$	平均競走得点＝ $\frac{A}{B}$	
算式の符号 A 当該級班別審査期間における競走得点の累計 B 当該級班別審査期間における競走得点対象出走回数	算式の符号 A 当該審査期における競走得点の累計 B 当該審査期における競走得点対象出走回数	
(2) 期間出走回数が評価点算定最低出走回数未満となる場合 算式	(2) 期間出走回数が評価点算定最低出走回数未満となる場合 算式	
平均競走得点＝ $\frac{A + (E - B) \times F}{E - (C + D)}$	平均競走得点＝ $\frac{A + (E - B) \times F}{E - (C + D)}$	
算式の符号 A 当該級班別審査期間における競走得点の累計 B 期間出走回数 C 付録第 1 の 2 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する競走得点計算の対象としない競走の回数 D 4 の規定により出走したものとみなす競走の回数 E 評価点算定最低出走回数	算式の符号 A 当該審査期における競走得点の累計 B 同左 C 第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する競走得点計算の対象としない競走の回数 D 第 6 項の規定により出走したものとみなす競走の回数 E 同左	

日 振 会 報		平成20年1月25日（金）	(13)
現 行	改 正		
F 修正用基準点数	F 同左		
<u>4</u> 選手が次の各号のいずれかに該当するときは、当該選手はそれぞれ当該各号に規定する競走に出走したものとみなす。	<u>6</u> 同左		
(1) 競輪選手の出場に関する約款14(2)後段の規定に基づき契約が解除された場合 当該契約に係る競輪において出走すべきであった競走	(1)		
(2) 発走線から25m以内で落車したことその他の理由により再発走となった競走において、再発走できなかった場合 当該競走	〃 同左		
(3) 出走予定の競走の一部又は全部が中止となった場合 当該中止となった競走	(3)		
<u>5</u> 失格点は、競走において失格となった回数に3を乗じて得た点数とする。	<u>7</u> 同左		
<u>6</u> 評価点の算定は、小数点以下第2位まで <u>するものとする</u> 。	<u>8</u> 評価点の算定は、小数点以下第2位まで <u>とする</u> 。		
<u>付録第3</u> （第83条関係）	<u>付録第2</u> （第83条関係）		
<u>登録用審査用得点算定の方法</u>	<u>登録審査用得点算定の方法</u>		
1 この付録において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。	1 この付録において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。		
(2) <u>登録審査用得点算定最低出走回数</u> 一の級班別変更期の選手の成績不良を審査する上で最低限出走すべき回数として、その級班別変更期において開催が予定されている競輪の種類及び回数を基に予測される <u>A級</u> の選手の期間出走回数の平均の5分の3程度となるように本財団が別に定めた <u>回数</u> 。なお、本財団は、登録審査用得点算定最低出走回数を定めたときは、その <u>級班別変更期</u> の開始の時までに選手に通知するものとする。	(1) <u>登録審査用得点算定最低出走回数とは</u> 、選手の成績不良を審査する上で最低限出走すべき回数として、その <u>期</u> において開催が予定されている競輪の種類及び回数を基に予測される <u>A級3班</u> の選手の期間出走回数の平均の5分の3程度となるように本財団が別に定めた <u>回数をいう</u> 。なお、本財団は、登録審査用得点算定最低出走回数を定めたときは、その <u>期</u> の開始の時までに選手に通知するものとする。		
(1) <u>期間出走回数</u> 選手が級班別変更期において競走に出走した回数。（付録第1の2第1号、第2号及び第4号に規定する競走得点計算の対象としない競走並びに付録第2の4の規定により出走したものとみなす競走の回数を含む。）	(2) <u>期間出走回数は</u> 、付録第1における定義と同じ。		
(3) <u>競走得点対象出走回数</u> 付録第2における定義と同じ	(3) <u>競走得点対象出走回数は</u> 、付録第1における定義と同じ。		
(4) <u>修正用基準点数</u> 付録第2における定義と同じ。	(4) <u>修正用基準点数は</u> 、付録第1における定義と同じ。		
2 第83条第1項第3号に規定する登録審査用得点は、次の各号に掲げる算式により算定する。	2 第83条第1項第3号に規定する登録審査用得点は、次の各号に掲げる算式により算定する。		
(1) 期間出走回数が登録審査用得点算定最低出走回数以上となる場合 算式	(1) 期間出走回数が登録審査用得点算定最低出走回数以上となる場合 算式		
登録審査用得点＝ $\frac{A}{B}$	登録審査用得点＝ $\frac{A}{B}$		
算式の符号	算式の符号		
A <u>当該級班別変更期</u> における競走得点の累計	A <u>当該期</u> における競走得点の累計		

現 行	改 正
B 当該級班別変更期における競走得点対象出走回数 (2) 期間出走回数が登録審査用得点算定最低出走回数未満となる場合 算式 登録審査用得点＝$\frac{A + (E - B) \times F}{E - (C + D)}$ 算式の符号 A 当該級班別変更期における競走得点の累計 B 期間出走回数 C 付録第 1 の 2 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する競走得点計算の対象としない競走の回数 D 付録第 2 の 4 の規定により出走したものとみなす競走の回数 E 登録審査用得点算定最低出走回数 F 修正用基準点数 3 登録審査用得点の算定は、小数点以下第 2 位までするものとする。	B 当該期における競走得点対象出走回数 (2) 期間出走回数が登録審査用得点算定最低出走回数未満となる場合 算式 登録審査用得点＝$\frac{A + (E - B) \times F}{E - (C + D)}$ 算式の符号 A 当該期における競走得点の累計 B 同左 C 付録第 1 の第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する競走得点計算の対象としない競走の回数 D 付録第 1 の第 6 項の規定により出走したものとみなす競走の回数 E 同左 F 同左 3 登録審査用得点の算定は、小数点以下第 2 位までとする。 附 則 1 この規程は、平成20年 1 月 1 日から施行する。 2 改正後の第81条第 1 項及び第 7 項の規定は、平成19年12月28日を節の初日とする競輪から適用する。 3 改正後の第81条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成20年前期の競走成績の審査から適用するものとし、平成19年後期の競走成績の審査については、なお従前の例による。

選 手			
登録事項の変更			
(19日振登第3号の37 平成19年12月21日)			
県内移動 (3名)		適用日 平成19年12月19日	
登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13784	太田 雅之	13823	大久保 聡
13922	河野 通孝		
住居表示変更 (1名)			
適用日 平成19年12月19日			
登録番号	氏 名		
14066	池田 勇人		
同			
(19日振登第3号の38 平成19年12月28日)			
県内移動 (2名)		適用日 平成19年12月26日	
登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13001	友田 雄介	14146	橋爪 亮
住居表示変更 (1名)			
適用日 平成19年12月26日			
登録番号	氏 名		
13236	軍司 竜也		
同			
(19日振登第3号の39 平成20年1月11日)			
県内移動 (12名)		適用日 平成20年1月9日	
登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
11708	岡田 仁	12454	前田 知機
13519	大 健一郎	13622	白岩 大助
13659	比良 豪	13760	矢口啓一郎
13984	栗林 巧	13991	永井 亮
14098	菊谷 信一	14208	安部 貴之
14284	角田 貴志	14293	小笹慎太郎
同			
(19日振登第3号の40 平成20年1月18日)			
県内移動 (3名)		適用日 平成20年1月16日	
登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
12651	竹内 忠	13969	武田 良太
14304	川村 哲也		

登録削除				
(19日振登第3号の37 平成19年12月21日)				
(3名)		登録消除日 平成19年12月13日		
府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
栃木	7927		A3	乗 木 和夫
栃木	9365		A3	歌川 康広
栃木	9837		A3	板橋 保夫
(注) 適用条項は登録規則第20条1号				
(1名)		登録消除日 平成19年12月18日		
府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
千葉	11603	16462	A3	齋 藤 政勝
(注) 適用条項は登録規則第20条1号				
同				
(19日振登第3号の38 平成19年12月28日)				
(1名)		登録消除日 平成19年12月25日		
府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福岡	13661		A3	吉岡 邦彦
(注) 適用条項は登録規則第20条1号				
同				
(19日振登第3号の39 平成20年1月11日)				
(3名)		登録消除日 平成19年12月27日		
府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
栃木	10728	17931	A3	中澤 正之
山形	11967		A3	佐々木伸治
静岡	12437	14939	A3	岡田 剛
(注) 適用条項は登録規則第20条1号				
(2名)		登録消除日 平成19年12月28日		
府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福井	8387		A3	竹澤 健治
徳島	9328	8910	A3	笠井 佳宏
(注) 適用条項は登録規則第20条1号				

(4名)登録消除日 平成20年1月8日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
埼玉	9093	9106	A3	郷野 孝志
埼玉	10177		A3	梶 友孝
静岡	11264		A3	荘 司 義昭
群馬	12947	17279	A1	小菅 庸欽

(注) 適用条項は登録規則第20条1号

同
(19日振登第3号の40 平成20年1月18日)

(10名)登録消除日 平成20年1月10日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
東京	8920		A3	戸川 澄夫
新潟	9279	8746	A3	金子 公德
千葉	9566		A3	三浦 信三
岡山	9574	17025	A3	湯浅 公弘
岡山	10124	10213	A3	鈴木 豊
青森	10374	10619	A3	鹿内 隆之
岐阜	10898	11303	A3	酒井 昇
岐阜	10957	13635	A2	松本 聖志
石川	11818	12618	A3	越村 哲也
岡山	11834		A1	平田 直樹

(注) 適用条項は登録規則第20条1号

(7名)登録消除日 平成20年1月15日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福岡	9227		A3	田中 正幸
岐阜	9426	17640	A3	石 樽 俊哉
茨城	10264		A3	小田嶋健児
群馬	10393		A3	矢野 雅彦
埼玉	11117		A3	西澤 俊明
広島	11837	17238	A3	奈良川 充
大分	12398	18173	A2	渡 隆

(注) 適用条項は登録規則第20条1号

登録更新
(19日振登第3号の39 平成20年1月11日)

(4名)登録更新日 平成20年1月1日

地区	府県	登録番号	氏 名
北日本	宮城	8226	小松 光治
中国	岡山	7775	近藤 敏郎
九州	佐賀	8304	西村 康博
	宮崎	8245	古江 健一

出場あっせん停止
平成19年度第8回選手出場あっせん規制委員会（12月25日開催）において、下記のとおり決定しました。

(回議書番号520-60 平成19年12月25日)

(1名)

級班	府県	番号	氏名	あっせん停止期間	適 条
S2	茨城	11216	池澤 義文	あっせん停止1ヶ月 平成20年1月1日～ 平成20年1月31日	業務規程 第135条 第1項 第11号

出場あっせん保留
「競輪に係る業務の方法に関する規程」第134条第1項第3号の規定に基づき、平成19年12月27日付で、当該選手に対する出場あっせんを保留しました。

(19日振公正第35号 平成19年12月27日)

府 県	登録番号	氏 名
群馬	12947	小菅 庸欽

同
「競輪に係る業務の方法に関する規程」第134条第1項第3号の規定に基づき、平成19年12月30日付で、当該選手に対する出場あっせんを保留しました。

(19日振公正第36号 平成19年12月30日)

府 県	登録番号	氏 名
秋田	13087	三井 呂之

同

下記の選手は、平成19年後期審査期終了時において、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第83条第1項第3号に定める競走成績不良による登録消除の基準に該当するものと認められます。つきましては、登録消除に係る調査及び審議を行う間、同規程第134条第1項第3号の規定により、平成20年1月4日以降当該選手に対する出場あっせんを保留します。

(19日振登第148号 平成20年1月4日)

(35名)

地区	府県	登録番号	氏 名
関東	茨城	10264	小田嶋健児
	〃	10268	田宮 正彦
	栃木	9945	渡邊 敏明
	〃	12068	加藤 洋
	群馬	10393	矢野 雅彦
	埼玉	9093	郷野 孝志
	〃	10177	梶 友孝
	〃	11117	西澤 俊明
	東京	8920	戸川 澄夫
	〃	12354	妻屋 巖
南関東	新潟	9279	金子 公德
	千葉	9566	三浦 信三
	神奈川	10512	久 隆
	〃	12582	伊渕 大晋
	静岡	11264	荘 司 義昭
中部	〃	12441	竹下 昌幸
	愛知	8870	山田 昭夫
	〃	10764	前田 健一
	〃	12106	内田 裕二
	岐阜	9426	石 樽 俊哉
	〃	10898	酒井 昇
	石川	11818	越村 哲也
近畿	兵庫	13133	岩崎 武志
中四国	岡山	9574	湯浅 公弘
	〃	10124	鈴木 豊
	広島	11837	奈良川 充
	〃	12133	財前 幹雄
	愛媛	10807	正岡 真二
	〃	11063	井上 弘司
	九州	8818	片山 昌明
	〃	9227	田中 正幸
	佐賀	10944	東島 啓文
	〃	11547	小田 貴司

九州	熊本	11553	塚本 成己
	〃	12401	田代 恵伸

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消
(19日振登第3号の38 平成19年12月28日)

認定（6名）認定年月日 平成20年1月1日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
栃木	18393	14059	高塩 譲次
東京	18394	12575	後藤 学
静岡	18395	13713	丸山 勝也
〃	18396	14023	河村 文人
〃	18397	14087	橋 隆太
熊本	18398	12551	小島 剛

認定更新（95名）更新年月日 平成20年1月1日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
茨城	12207	10722	鈴木 天従
〃	12214	10971	宮本 秀人
〃	17904	12161	倉持 聡
〃	16428	13390	小堀 剛
栃木	15839	9082	平石 光弘
〃	15841	10973	北沢 勝弘
〃	15842	11577	小西 茂
〃	15843	12070	長谷川秀雄
〃	17246	12494	梅村 雅昭
群馬	10793	10062	矢島 信弥
〃	10799	10276	鈴木 一正
〃	17249	11578	池田 巧
東京	15853	10079	廣田 邦靖
〃	12835	10182	長井 賢人
〃	17253	11678	茨木 基成
〃	15852	11790	廣川 貞治
〃	17254	12577	鈴木 淳也
〃	17255	12869	吉野 将司
静岡	17256	9987	三上 金弥
〃	10807	10094	星 雅夫
〃	17257	10423	加藤 浩利
〃	10810	10433	渡辺 孝
〃	17258	10638	土屋 貞光
〃	15211	10880	長島 実
〃	11474	11013	伊藤 勝也
〃	11475	11018	柴田 浩
〃	11476	11019	高橋 洋之

日 振 会 報				第 613 号			
(18) 平成20年1月25日（金）							
静岡	12220	11024	渡 秀樹	和歌山	16441	12746	南部健次郎
〃	12221	11025	渡邊 浩信	大阪	10818	10117	野 健二
〃	12837	11262	金川 光浩	〃	15872	12979	秋山 智幸
〃	15212	11558	鈴木太生雄	岡山	12845	10008	峰重 龍一
〃	17905	11615	鈴木 浩之	〃	16442	10674	泉 和男
〃	12839	11900	井草 正行	〃	16443	11171	齊藤 利治
〃	15216	12588	岩間 正晃	〃	16445	11934	串田 晴男
〃	15217	12658	金子 隆一	〃	17909	12611	藤原 富雄
〃	14503	12662	西川 浩次	〃	17264	12907	小畑 大臣
〃	15218	12666	増田 吉康	〃	16446	13291	三宅 達也
〃	15860	12667	森木 健二	〃	17910	13646	日浅 保幸
〃	17906	12736	松江 健一	広島	16452	13648	佐々木辰彦
〃	17259	12738	渡 一洋	〃	16454	13650	本 哲郎
〃	15219	12825	鈴木 克巳	山口	11488	11181	鈴木 啓一
〃	14505	12890	山 道	〃	13436	12470	松本 篤浩
〃	15220	13033	川端 大輔	高知	11495	10931	橋本 忠延
〃	17260	13035	瀧口 貴嗣	愛媛	10825	10690	本山 実
〃	15863	13036	深澤 伸介	〃	17265	12313	北田 昭志
〃	15864	13113	中 信一路	福岡	15226	13223	木谷 涼
〃	15865	13115	望月 永悟	〃	15227	13224	西村 将己
〃	16434	13326	齋藤 光洋	〃	17266	13807	尾籠 久則
〃	16435	13423	増田 利明	佐賀	17911	9336	岡本 弘喜
〃	16438	13712	花木 克之	熊本	17912	9604	伊木 正明
愛知	17907	9487	加藤 高理	〃	16457	10703	西 隆宏
〃	12841	10310	井戸 嘉幸	〃	17913	10830	伊木 隆司
〃	17262	11907	島野 浩司				
岐阜	10814	10542	野村 達	認定抹消（11名） 抹消年月日 平成20年1月1日			
〃	10815	10543	山田 寿人	府県	認定番号	登録番号	氏 名
〃	13962	12596	志智 俊夫	茨城	12212	10969	上方 啓次
〃	13963	12597	本 貴雄	群馬	17248	9375	飯野 隆一
〃	15870	13196	竹田 和幸	〃	10796	10175	南雲 茂義
三重	16439	9431	萩原 誠	〃	13951	10392	福島 猛寿
〃	10276	10203	平田 雅己	〃	13952	11222	青木 政行
〃	11484	11167	城山 基克	東京	15854	8920	戸川 澄夫
〃	13432	11271	山崎 吉晴	静岡	10811	10525	田中 八郎
〃	12843	11913	藤本 辰次	岡山	16444	11834	平田 直樹
石川	13965	12679	坂上 忠克	熊本	16458	11079	宮本 博文
〃	13967	12681	辻 力	〃	17914	11445	甲斐 羊一
滋賀	17908	11518	渡辺 一貴	〃	13981	11553	本 成己
〃	17915	13338	加藤 明久				
〃	17263	13872	長尾 博幸				
〃	17916	13975	土田 仁志				
奈良	15223	12224	山本 淳				

第 613 号

日 振 会 報

平成20年1月25日（金）（19）

先頭誘導選手の認定取消

（19日振登第3号の38 平成19年12月28日）

（1名）＝あっせん停止

登録番号	選手名	府県	認定番号	認 定 取消日	再認定 可能日
11216	池澤 義文	茨城	17441	平成20年 1月1日	平成21年 1月1日

自転車

登録更新

下記のとおり本財団登録自転車の登録を更新しました。

（19日振業第53号 平成20年1月1日）

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度 登録日
第196号	ジオラマ	有限会社 牧田工房 取締役 牧田 晃喜 静岡県富士市大淵2213 番地の77	昭和56年 1月1日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車
（ラグ付フレームのみ）

3. 登録有効期間

平成20年1月1日から平成22年12月31日まで

ジオラマ



ーヘッドマークー



同

（19日振業第54号 平成20年1月1日）

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度 登録日
第178号	シマザキ	（有）シマザキ 代表 嶋崎 賢一 東京都八王子市日吉町 13-23	昭和53年 1月1日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車
（ラグ付フレームのみ）

3. 登録有効期間

平成20年1月1日から平成22年12月31日まで

シマザキ



ーヘッドマークー



あっせん

平成20年1月競輸出場あっせん状況

1. 開催状況（1月あっせん対象節数）
- | | | | |
|----------|------------|---|-----|
| G | I | 1 競輪場
（小倉） | 1 節 |
| G | III | 3 競輪場
（大宮、立川、和歌山） | 3 節 |
| F | I | 24競輪場
（平、前橋、取手、京王閣、千葉、
花月園、川崎、小田原、伊東、静
岡、一宮、岐阜、大垣、四日市、
大津、奈良、岸和田、玉野、高松、
松山、小倉、別府、久留米、熊本） | 27節 |
| F | II | 34競輪場 | 44節 |

※2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪…
大垣（あっせん回数に含まず）

2. 選手あっせん依頼数（あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く）
- | | |
|-----|--------|
| S 級 | 1,809人 |
| A 級 | 6,156人 |
| 合 計 | 7,965人 |
3. 級別選手1人あたり平均あっせん回数
- | | |
|-----|-------|
| S 級 | 2.16回 |
| A 級 | 2.26回 |

4. あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級については関東・南関東・近畿・九州地区が高く、A級については南関東・中部・四国地区が高かった。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成20年1月開催競輪選手需給状況表

平成19年12月13日

	S 級			A 級		
	依頼数	実働数	$\frac{\text{依頼数}}{\text{実働数}}$	依頼数	実働数	$\frac{\text{依頼数}}{\text{実働数}}$
北日本	54	83	0.65	270	287	0.94
関 東	414	155	2.67	756	619	1.22
南関東	378	148	2.55	1,026	410	2.50
中 部	162	112	1.45	1,242	243	5.11
近 畿	261	94	2.78	702	321	2.19
中 国	108	67	1.61	540	219	2.47
四 国	108	65	1.66	648	207	3.13
九 州	324	113	2.87	972	418	2.33
全国計	1,809	837	2.16	6,156	2,724	2.26
一人当たり平均 あっせん回数	2.16回			2.26回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成20年2月競輪出場あっせん計画

1. 開催状況（2月あっせん対象節数）
- | | | | |
|----------|----------|---|------|
| G | Ⅱ | 1 競輪場
（別府） | 1 節 |
| G | Ⅲ | 3 競輪場
（豊橋、奈良、佐世保） | 3 節 |
| F | I | 20 競輪場
（平、前橋、取手、西武園、立川、
千葉、花月園、静岡、名古屋、豊
橋、松阪、四日市、大津、向日町、
広島、防府、小松島、高知、小倉、
久留米） | 27 節 |
| F | Ⅱ | 33 競輪場 | 45 節 |

※2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪…
前橋（あっせん回数に含まず）

2. 選手あっせん依頼数（あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く）
- | | |
|-----|--------|
| S 級 | 1,800人 |
| A 級 | 6,264人 |
| 合 計 | 8,064人 |
3. 級別選手1人あたり平均あっせん回数
- | | |
|-----|-------|
| S 級 | 2.16回 |
| A 級 | 2.34回 |

4. あっせん選手の交流について
実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級については中部・近畿・九州地区が高く、A級については南関東・中部・四国地区が高い。
このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

平成20年2月開催競輪選手需給計画表

平成19年12月13日

	S 級			A 級		
	依頼数	実働数	$\frac{\text{依頼数}}{\text{実働数}}$	依頼数	実働数	$\frac{\text{依頼数}}{\text{実働数}}$
北日本	54	83	0.65	162	285	0.57
関 東	216	154	1.40	1,188	603	1.97
南関東	162	147	1.10	1,242	403	3.08
中 部	423	110	3.85	972	239	4.07
近 畿	261	94	2.78	810	317	2.56
中 国	108	67	1.61	432	213	2.03
四 国	162	66	2.45	594	206	2.88
九 州	414	111	3.73	864	409	2.11
全国計	1,800	832	2.16	6,264	2,675	2.34
一人当たり平均 あっせん回数	2.16回			2.34回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

登録・認定数等

平成20年1月1日

項 目	現在数	摘 要	
登録選手数	3,574名	S 級 843名	A級 2,731名
審 判 員 数	824名	SS 18 S 1 272	A 1 884 2 883
検 車 員 数	879名	2 553	3 964
		3,574名	
先頭誘導 選 手 数	2,681名		

訂正

本会報第612号に掲載した11月分の「車券売上状況」に以下のとおりの変更がありました。

	変更前	変更後
高知の利用者数（11月分）	64,876	64,874
〃 年度累計（4～11月）	1,287,077	1,287,075
合計の利用者数（11月分）	5,408,147	5,408,145
〃 年度累計（4～11月）	45,268,377	45,268,375

車 券 売 上 状 況

(12月分)		車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	年度累計(4月～12月)			
競輪場名	合計	場外	電話投票	車券売上額				場外	利用者数	開催 日数	
函 館 青 森 平	0	0	0	0	0	0	19,034,749,900	12,753,984,700	1,816,464	67	
	0	0	0	0	0	0	13,635,651,000	10,766,969,200	1,289,823	64	
	961,590,900	337,477,900	195,694,700	119,794	12	8,027	16,894,879,600	12,640,804,400	1,387,957	51	
弥 彦 前 橋 取 手 宇都宮 大 宮 西武園 京王閣 立 川	0	0	0	0	0	0	13,812,805,700	10,780,004,700	1,220,116	64	
	570,635,100	203,102,100	122,376,700	72,951	6	7,822	21,658,697,300	15,771,299,700	1,680,415	52	
	779,981,200	242,885,600	182,415,800	79,632	6	9,795	15,575,432,800	10,113,532,100	1,247,508	49	
宇都宮 大 宮 西武園 京王閣 立 川	863,677,300	211,287,000	164,763,100	79,437	9	10,872	15,559,979,800	10,551,100,500	1,242,345	49	
	588,211,500	66,117,900	103,633,100	62,300	6	9,442	5,670,365,200	781,858,400	543,727	48	
	456,022,800	112,603,400	100,337,400	45,274	3	10,073	13,527,378,300	7,805,678,100	1,134,118	46	
京王閣 立 川	1,884,838,600	1,105,873,900	323,516,600	173,731	6	10,849	20,835,822,800	12,516,837,900	1,840,136	49	
	16,040,203,000	12,587,868,300	2,370,133,900	949,264	6	16,898	25,137,267,300	16,802,393,400	1,886,571	51	
	松 戸	402,466,200	56,464,500	142,635,600	40,728	3	9,882	22,734,001,800	13,174,124,400	1,873,648	51
千 葉 花月園 川 崎 平 塚 小田原 伊 東 静 岡	502,900,900	152,669,900	105,844,200	54,513	6	9,225	11,954,086,900	8,389,200,200	1,002,534	49	
	621,172,200	158,978,200	112,388,400	76,432	6	8,127	14,081,834,200	8,685,123,600	1,237,900	49	
	1,229,608,500	285,353,000	315,281,600	120,265	6	10,224	20,905,716,500	11,451,048,800	1,917,849	49	
平 塚 小田原 伊 東 静 岡	1,268,936,700	254,868,700	315,833,900	104,448	6	12,149	24,285,769,500	13,550,092,600	1,890,724	55	
	569,266,700	72,749,400	115,625,400	50,564	6	11,258	15,251,711,400	9,170,621,100	1,103,714	49	
	9,901,691,300	8,463,246,700	1,100,125,200	690,659	4	14,337	12,864,799,100	9,349,388,600	982,314	43	
一 宮 名 古 屋 岐 阜 大 垣 大 豊 橋 富 山 松 阪 四 日 市	408,191,300	0	101,887,200	39,448	3	10,348	5,849,876,400	548,550,500	557,503	46	
	361,740,100	0	77,077,200	35,475	6	10,197	11,384,213,500	7,014,533,500	936,970	46	
	234,156,300	0	58,521,200	20,841	3	11,235	6,361,006,100	2,101,422,100	631,847	54	
岐 阜 大 垣 大 豊 橋 富 山 松 阪 四 日 市	385,908,500	0	109,594,600	36,805	6	10,485	12,457,142,200	7,784,955,400	972,162	49	
	507,765,100	31,855,900	186,758,000	58,224	6	8,721	12,676,696,600	8,617,780,500	1,057,600	52	
	457,191,400	196,507,600	113,174,500	55,719	6	8,205	3,084,632,700	1,303,581,900	325,082	48	
富 山 松 阪 四 日 市	172,521,600	0	13,692,000	10,479	3	16,464	13,019,465,500	8,146,456,600	989,168	64	
	513,235,400	247,452,500	96,273,700	55,584	9	9,234	14,380,523,200	11,439,248,800	1,087,913	49	
	1,061,192,100	237,570,700	617,018,200	122,728	6	8,647	12,406,804,900	6,962,171,900	1,141,940	46	
福 井 大 津 奈 良 向 日 町 和 歌 山 岸 和 田	74,312,400	0	15,722,000	7,705	3	9,645	11,762,389,300	8,632,740,000	1,012,129	58	
	142,149,900	0	65,932,400	16,630	3	8,548	19,157,739,700	13,866,141,400	1,302,806	49	
	641,102,300	398,027,400	126,674,800	57,094	3	11,229	4,141,929,700	1,839,608,500	452,678	48	
向 日 町 和 歌 山 岸 和 田	546,820,400	180,896,300	155,232,800	64,842	6	8,433	16,289,931,200	12,021,583,500	1,183,491	46	
	467,907,500	227,539,000	88,353,800	55,451	6	8,438	4,861,947,100	2,862,072,100	518,219	51	
	943,175,700	287,479,800	275,936,900	110,821	6	8,511	18,188,596,500	12,641,247,300	1,549,902	52	
玉 野 広 島 防 府	0	0	0	0	0	0	3,125,262,500	1,746,793,700	323,381	45	
	8,892,801,200	7,517,338,400	1,113,461,400	640,092	4	13,893	12,947,280,700	9,434,995,400	1,029,495	49	
	228,184,500	107,592,500	45,121,200	36,862	6	6,190	10,897,564,300	8,974,042,000	973,113	49	
高 松 観 音 寺 小 松 島 高 知 松 山	387,534,700	143,426,200	62,134,400	44,424	6	8,724	12,476,432,800	9,430,389,300	992,070	49	
	32,119,700	4,844,300	4,451,300	6,164	3	5,211	12,971,264,500	10,605,505,700	929,857	37	
	396,909,200	193,909,900	115,717,900	42,729	6	9,289	9,206,938,300	7,308,890,000	766,336	49	
高 知 松 山	292,607,000	76,534,500	69,169,400	26,721	6	10,950	19,759,221,100	15,313,801,500	1,313,796	52	
	695,939,900	436,574,900	72,772,800	61,029	6	11,403	11,381,882,100	8,738,708,800	913,916	46	
	小 倉	1,157,074,100	332,019,400	665,711,300	139,506	6	8,294	7,405,728,300	2,243,304,600	892,688	45
久留米 武 雄 佐 世保 別 府 熊 本	9,101,441,000	7,860,595,900	998,846,000	664,362	4	13,700	11,421,860,000	8,504,005,200	943,192	49	
	332,814,600	233,587,900	22,582,500	42,839	6	7,769	12,683,471,500	10,622,317,000	1,063,259	49	
	69,168,200	16,210,700	8,552,400	6,234	3	11,095	1,612,459,700	721,899,400	154,709	48	
別 府 熊 本	449,861,000	144,861,600	99,525,000	39,637	9	11,350	12,068,894,000	8,562,077,500	895,685	73	
	14,428,797,100	11,573,870,300	2,003,075,100	892,212	7	16,172	18,022,296,000	12,321,499,600	1,170,254	46	
	合計	80,023,825,100	54,760,242,200	13,153,575,600	6,110,649	238	13,096	625,424,399,500	415,364,386,100	51,379,024	2,379